

西南女学院大学学則

〔1993(平成 5)年 3月23日 制定〕

改正	1994(平成 6)年 9月30日	2002(平成14)年 3月27日	2010(平成22)年 9月24日	2023(令和 5)年 5月24日
	1994(平成 6)年11月 5日	2002(平成14)年12月20日	2010(平成22)年11月24日	2023(令和 5)年11月24日
	1995(平成 7)年11月17日	2003(平成15)年 9月26日	2011(平成23)年 5月25日	2024(令和 6)年 5月22日
	1996(平成 8)年 1月22日	2003(平成15)年12月19日	2011(平成23)年 9月28日	2024(令和 6)年 9月13日
	1996(平成 8)年11月16日	2004(平成16)年 9月24日	2011(平成23)年12月21日	2025(令和 7)年 3月21日
	1997(平成 9)年 3月21日	2004(平成16)年11月25日	2012(平成24)年12月19日	2025(令和 7)年 5月28日
	1997(平成 9)年 5月28日	2005(平成17)年 3月23日	2013(平成25)年 5月29日	
	1997(平成 9)年11月14日	2005(平成17)年 5月24日	2014(平成26)年 3月25日	
	1998(平成10)年 3月27日	2005(平成17)年 9月28日	2015(平成27)年 3月24日	
	1998(平成10)年11月18日	2005(平成17)年12月22日	2016(平成28)年 3月22日	
	1998(平成10)年12月18日	2006(平成18)年 2月27日	2016(平成28)年 9月23日	
	1999(平成11)年 3月26日	2006(平成18)年 9月27日	2016(平成28)年12月14日	
	1999(平成11)年 9月24日	2006(平成18)年12月20日	2017(平成29)年 3月22日	
	1999(平成11)年12月20日	2007(平成19)年 9月21日	2017(平成29)年 5月24日	
	2000(平成12)年12月15日	2007(平成19)年11月28日	2018(平成30)年 5月23日	
	2001(平成13)年 3月23日	2007(平成19)年12月19日	2019(令和元)年11月27日	
	2001(平成13)年 5月25日	2008(平成20)年 3月19日	2020(令和 2)年 9月18日	
	2001(平成13)年 9月 5日	2009(平成21)年 1月28日	2021(令和 3)年 3月24日	
	2001(平成13)年12月19日	2010(平成22)年 3月23日	2022(令和 4)年 3月23日	
	2002(平成14)年 1月30日	2010(平成22)年 5月27日	2022(令和 4)年 5月25日	

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。

(自己点検及び自己評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は前項の自己点検及び自己評価並びに第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努めるものとする。

3 自己点検及び自己評価の実施に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項は、別に定める。

第2章 学部、学科及び収容定員

(学部)

第2条 本学に、次の学部を置く。

保健福祉学部

人文学部

2 前項の学部に置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
保健福祉学部	看護学科	90名	360名
	福祉学科	80名	320名
	栄養学科	80名	320名
人文学部	英語学科	60名	240名
	観光文化学科	60名	240名

（別科）

第2条の2 本学に、助産別科を置く。

2 助産別科に関する事項は、別に定める。

（学部、学科及び別科の目的）

第2条の3 第2条第1項に定める各学部の目的は、次の各号のとおりとする。

- （1）保健福祉学部は、豊かな教養と倫理観を培い、看護、福祉、栄養の知識と技術を教授し、専門職者としての実践力と協働力を育むとともに、平和を愛するグローバルな視野をもって人々の幸福、地域と社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- （2）人文学部は、豊かな人間性を養い、礼節を身につけ、専門的能力をもってグローバル化、情報化が進む国際社会及び地域社会において主体的に活動し、貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 第2条第2項に定める各学科の目的は、次の各号のとおりとする。

- （1）看護学科は、看護に関する専門的知識、技術を修得し、看護実践者として、保健、医療、福祉、教育等の幅広い分野で地域や社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- （2）福祉学科は、ヒューマンサービスの専門職に必要な知識、技術を修得し、想像力と創造力をもって、福祉、教育、保育等の幅広い分野で地域や社会に広く貢献できる人材を育成することを目的とする。
- （3）栄養学科は、「人」と「食」の両面より、栄養に関する専門的な知識・技術を総合的に理解・修得し、保健、医療、福祉などの幅広い分野において、人々の健康の保持増進、疾病の予防・治療に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- （4）英語学科は、異文化理解を踏まえた英語によるグローバル・コミュニケーション能力をもち、国際的視野と地域的視野に立って思考し、自主的に行動できる有能な人材を育成することを目的とする。
- （5）観光文化学科は、語学力を基礎として、グローバル化する社会において、自らを客観的に認識する視点を持ち、異文化理解、国際社会理解ができ、ツーリズムと地域の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 第2条の2に定める助産別科の目的は、次のとおりとする。

助産別科は、助産の対象である女性、乳幼児及びその家族を全人的に理解するとともに、助産の知識と実践力を有し、専門職として自立した助産師を育成することを目的とする。

（三つの方針）

第2条の4 本学は、前条に定める教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定める。

- （1）卒業の認定に関する方針
- （2）教育課程の編成及び実施に関する方針
- （3）入学者の受入れに関する方針

- 2 前項各号の方針については、別に定める。

第3章 図書館

（図書館）

第3条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

第4章 職員組織

（職員）

第4条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、教育支援職員、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
3 本学に、教授又は准教授に準ずる職務に従事する講師を置くことができる。

第5章 大学評議会、教授会、運営会議、学科会及び別科会

（大学評議会）

第5条 本学に、西南女学院大学短期大学部と合同して大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長及び事務部長をもって組織する。
3 副学長を置くときは、副学長を構成員とする。
4 学長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。
5 宗教主事は、オブザーバーとして大学評議会に出席することができる。
6 大学評議会は、次に掲げる事項を審議し、本学の運営方針等について学長に意見を述べるものとする。
（1） 本学の将来計画の方針に関する事項
（2） 本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項
（3） 本学の予算の方針に関する事項
（4） 入学者数に関する事項
（5） 本学の危機管理に関する事項
（6） 委員会等の設置及び廃止に関する事項
（7） 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
（8） 教授会又は別科会から付議された事項
（9） 学部間又は学部別科間に係る事項
（10） 法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項
7 大学評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
8 前各項に規定するもののほか、大学評議会に関し必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第5条の2 各学部、教授会を置く。

- 2 教授会は、所属学部の教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、所属学部の准

教授、講師、助教その他の職員を加えることができる。

- 3 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。
- 4 学長は、教授会に出席することができる。ただし、表決には加わらないものとする。
- 5 前項にかかわらず、学長が学部長の職務を兼務し、教授会の議長となる場合は、表決に加わるものとする。
- 6 入試部長、教務部長及び学生部長は、各教授会に出席する。ただし、学部にも所属する者は、当該学部以外の教授会では表決に加わらないものとする。
- 7 事務部長は、各教授会に出席する。ただし、表決に加わらないものとする。
- 8 教授会は、当該学部に係る次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 9 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（運営会議）

第5条の3 本学に、西南女学院大学短期大学部と合同して運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、宗教主事、各学科長及び別科長をもって組織する。
- 3 副学長を置くときは、副学長を構成員とする。
- 4 教授会に付議又は報告する事項を提出した委員会は、前項にかかわらず、委員長が出席する。
- 5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。
- 6 運営会議は、教授会及び別科会に付議又は報告する事項を整理する。
- 7 前各項に規定するもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（学科会）

第5条の4 各学科に、学科会を置く。

- 2 学科会は、所属学科の教員をもって組織する。
- 3 学科長が必要と認めるときは、助手その他の職員を加えることができる。
- 4 学科会は、学科の運営に関する事項を取扱う。
- 5 前各項に規定するもののほか、学科会に関し必要な事項は、別に定める。

（別科会）

第5条の5 別科に、別科会を置く。

- 2 別科会は、別科の教員をもって組織する。
- 3 別科会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には加わらないものとする。
- 4 学長は、別科会に出席することができる。ただし、表決には加わらないものとする。

- 5 学長の指名を受けた者が別科長の職務を代行し、別科会の議長となる場合は、表決に加わるものとする。
- 6 事務部長は、別科会に出席する。ただし、表決に加わらないものとする。
- 7 別科会は、当該別科に係る次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、別科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 8 別科会は、前項に規定するもののほか、学長及び別科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 9 前各項に規定するもののほか、別科会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

（学年及び授業期間）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 1学年の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第6条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（学期）

第7条 学年を、次の二学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項に定める前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。

（休業日）

第8条 学生の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 女学院創立記念日 4月18日
- (4) 春期休業 4月1日から4月3日まで
- (5) 夏期休業 8月1日から9月10日まで
- (6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第10条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第17条、第18条及び第19条の規定により入学した学生は、第21条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第8章 入学、再入学、編入学及び転入学

（入学の時期）

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- （1） 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- （2） 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- （3） 外国の学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- （4） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5） 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6） 文部科学大臣の指定した者
- （7） 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （8） 本学において行う入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第13条 本学への入学を志願する者は、本学所定の願書に入学考査料を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

（入学者の選考）

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第15条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第16条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての学内諸規則に係る事項の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

（再入学）

第17条 本学を正当な理由で退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

（転入学）

第18条 他の大学に在学する者が本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、

相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第19条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に編入学を許可することがある。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

（再入学等の手続）

第20条 第17条から第19条までの規定による再入学、転入学又は編入学の願い出の手続き並びに選考及び入学手続き等については、第13条から第16条までの規定を準用する。

（再入学者等の既修得単位の認定）

第21条 再入学、転入学又は編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第9章 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第22条 本学は、第2条の4に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

（授業科目）

第23条 授業科目は、総合人間科学、専門教育科目及び教職に関する科目とする。

2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、総合人間科学及び専門教育科目については別表第一、教職に関する科目については別表第二のとおりとする。

（授業の方法）

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位計算の方法）

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、学修の成果を評価して適切と認められる単位数を定める。

（単位の授与）

第25条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

（他大学等における授業科目の履修等）

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第27条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第43条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て学長が本学において修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第33条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（成績）

第28条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

2 試験に関する事項は、別に定める。

（教育職員免許）

第29条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第36条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同施行規則の定めにより、別表第二に定める科目及び単位を取得しなければならない。

2 本学において、当該所要資格を得させるための課程及び免許状の種類（免許教科）は、次のとおりとする。

保健福祉学部	看護学科	高等学校教諭一種免許状（看護） 養護教諭一種免許状
	福祉学科	養護教諭一種免許状
	栄養学科	栄養教諭一種免許状
人文学部	英語学科	高等学校教諭一種免許状（英語） 中学校教諭一種免許状（英語）

3 教育職員免許状に関する必要な事項は、別に定める。

（保育士資格）

第29条の2 保健福祉学部福祉学科の学生で保育士資格を得ようとする者は、第36条に規定するもののほか、児童福祉法及び同施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 保育士資格に関する必要な事項は、別に定める。

（栄養士免許証）

第29条の3 保健福祉学部栄養学科の学生で栄養士免許証を受けようとする者は、第36条に規定するもの

のほか、栄養士法及び同施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 栄養士免許証に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 休学、転学部、転学科、転学、留学及び退学

（休学、復学）

第30条 疾病その他特別の理由により3か月以上修学することができない者は、診断書又は理由書を添えて、保証人連署のうえ、学長に願い出るものとする。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学の期間は、第10条の在学年限に算入しない。

5 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、復学することができる。

6 休学中の者が復学を希望する場合は、保証人連署のうえ、学長に願い出るものとする。

（転学部及び転学科）

第31条 他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、選考のうえ、学長がこれを許可することがある。

2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 転学部、転学科に関する必要な事項は、別に定める。

（転学）

第32条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に願い出るものとする。

（本学が認定した外国の大学等への留学）

第33条 本学が認定した外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第9条に定める修業年限に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

4 留学に関する必要な事項は、別に定める。

（退学）

第34条 退学しようとする者は、理由書を添えて、保証人連署のうえ、学長に願い出るものとする。

（除籍）

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

（1）第10条に定める在学年限を超えた者

（2）第30条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

（3）授業料及びその他の費用が未納の者で、督促してもなお納付しない者

（4）死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

2 前項第3号により除籍となった者が当該学期に学長に復籍を願い出たときは、復籍することができる。この場合、未納の授業料等を納付しなければならない。

第11章 卒業及び学位

（卒業の要件）

第36条 本学に4年以上在学し、別表第一に定めるところにより保健福祉学部看護学科においては124単位以上、福祉学科においては124単位以上、栄養学科においては124単位以上、人文学部英語学科においては124単位以上、観光文化学科においては124単位以上を修得しなければならない。

2 卒業要件単位のうち、第23条の2第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き60単位を超えないものとする。

（卒業）

第37条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

（学位）

第38条 卒業した者には、次の区分に従い学士の学位が授与される。

保健福祉学部	看護学科	学士（看護学）
	福祉学科	学士（福祉学）
	栄養学科	学士（栄養学）
人文学部	英語学科	学士（人文学）
	観光文化学科	学士（人文学）

第12章 賞罰

（表彰）

第39条 学生として他の模範となる行為のあったときは、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

（懲戒）

第40条 本学の学則若しくは訓育の趣旨に違背した者又は学生としての本分にもとる行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- （1） 性行不良で改善の見込みがない者
- （2） 学力が極めて劣等で成業の見込みがないと認められる者
- （3） 正当な理由がなくて出席が常でない者
- （4） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 厚生施設

（保健室）

第41条 本学に、保健室を置く。

2 保健室に関する規程は、別に定める。

第14章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（科目等履修生及び聴講生）

第43条 本学において、特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生及び聴講生は、学期ごとに入学を許可する。

（特別聴講学生）

第44条 他の大学又は短期大学等との協議に基づき、本学において特定の授業科目を履修する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生は、学期ごとに入学を許可する。

（外国人留学生）

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

（雑則）

第46条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 入学考査料、入学金、授業料及びその他の費用

（入学考査料、入学金、授業料及びその他の費用）

第47条 入学考査料、入学金、授業料及びその他の費用は、別表第四のとおりとする。

（授業料等の納付）

第48条 授業料等は、二期に分けて指定期日までに納付しなければならない。

2 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することができる。

（復学等の場合の授業料等）

第49条 学期の中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料等）

第50条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

（退学及び停学の場合の授業料等）

第51条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は、納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

（休学の場合の授業料等）

第52条 休学の願い出が受理され、又は休学を命ぜられた者は、休学した月の翌月（休学が月初日からのときは当月）から復学した月の前月までの授業料及びその他の納付金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の4分の1相当額を納付しなければならない。

（研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生の授業料等）

第53条 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生の検定料及び授業料については、別に定める。

（納付した授業料等）

第54条 納付した入学考査料、入学金及び授業料等は、返付しない。ただし、入学辞退者で所定の期日ま

でに願出たもの限り、前学期の授業料等を返付することができる。

第16章 公開講座

（公開講座）

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、1998（平成10）年4月1日から施行し、1998（平成10）年度入学生から適用する。

2 第2条に規定する収容定員は2000（平成12）年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	平成10年度			平成11年度			平成12年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
福祉学科	140	10	400	140	10	460	140	10	520
看護学科	50	10	220	50	10	220	50	10	220
計	190	20	620	190	20	680	190	20	740

附 則

この学則は、1999（平成11）年4月1日から施行し、1999（平成11）年度入学生から適用する。ただし、第23条については、1998（平成10）年度入学生から適用し、第35条、第47条、第48条、第49条、第50条及び第53条については、1995（平成7）年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、2000（平成12）年4月1日から施行し、2000（平成12）年度入学生から適用する。

2 第2条に規定する収容定員は2002（平成14）年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
福祉学科	140	10	520	140	10	580	140	10	580
看護学科	80	10	250	80	10	280	80	10	310
計	220	20	770	220	20	860	220	20	890

附 則

この学則は、2001（平成13）年4月1日から施行し、2001（平成13）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2002（平成14）年4月1日から施行し、2002（平成14）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2003（平成15）年4月1日から施行し、2003（平成15）年度入学生から適用する。ただし、第23条の規定は、2002（平成14）年度入学生から、第26条第1項、第27条第1項及び第2項並びに第33条の規定は、施行の日に在学する学生から適用する。

附 則

この学則は、2004（平成16）年4月1日から施行し、2004（平成16）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2005（平成17）年4月1日から施行する。ただし、第23条及び第36条の規定は、入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、2006（平成18）年2月27日から施行する。

附 則

- この学則は、2006（平成18）年4月1日から施行し、2006（平成18）年度入学生から適用する。ただし、第35条の規定は、施行の日に在学する学生から適用する。
- 第2条に規定する収容定員にかかわらず、2008（平成20）年度までの間は、次のとおりとする。

	入学定員	2006年度収容定員	2007年度収容定員	2008年度収容定員
人文学部				
人文学科		600	400	200
英語学科	60	60	120	180
観光文化学科	60	60	120	180

附 則

この学則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、別表第一授業科目及び単位数【保健福祉学部 福祉学科】の規定は、2007（平成19）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。ただし、別表第一授業科目及び単位数【保健福祉学部 栄養学科】及び別表第四入学考査料、入学金、授業料及びその他の費用の規定は、2008（平成20）年度入学生から適用し、第31条の規定は、施行の日に在学する学生から適用する。

附 則

- この学則は、2009（平成21）年4月1日から施行し、2009（平成21）年度入学生から適用する。ただし、2009（平成21）年度福祉学科編入学生の教育課程のうち、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定科目並びに精神保健福祉士法に基づく指定科目の履修については、この学則を適用する。
- 第2条に規定する収容定員にかかわらず、2011（平成23）年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	2009（平成21）年度			2010（平成22）年度			2011（平成23）年度		
	入学定員	編入学定員 （3年次）	収容定員	入学定員	編入学定員 （3年次）	収容定員	入学定員	編入学定員 （3年次）	収容定員
福祉学科	80	10	520	80	10	460	80	10	400

附 則

この学則は、2010（平成22）年4月1日から施行し、2010（平成22）年度入学生から適用する。た

だし、2010（平成22）年度福祉学科編入学生の教育課程のうち、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定科目並びに精神保健福祉士法に基づく指定科目の履修については、この学則を適用する。

附 則

この学則は、2011（平成23）年4月1日から施行し、2011（平成23）年度入学生から適用する。ただし、2011（平成23）年度福祉学科編入学生の教育課程のうち、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定科目並びに精神保健福祉士法に基づく指定科目の履修については、この学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、2012（平成24）年4月1日から施行し、2012（平成24）年度入学生から適用する。
- 2 第2条に規定する収容定員にかかわらず、2014（平成26）年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	2012（平成24）年度		2013（平成25）年度		2014（平成26）年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
看護学科	90	340	90	340	90	350
福祉学科	80	330	80	320	80	320

附 則

この学則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、施行の日に在学する学生から適用する。

附 則

この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行し、2014（平成26）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2015（平成27）年4月1日から施行し、2015（平成27）年度入学生から適用する。ただし、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の5、第21条、第27条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条及び第52条の規定は、施行の日に在学する学生から適用する。

附 則

この学則は、2016（平成28）年4月1日から施行し、2016（平成28）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2017（平成29）年4月1日から施行し、2017（平成29）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2017（平成29）年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、2018（平成30）年4月1日から施行し、2018（平成30）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行し、2019（平成31）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020（令和2）年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021（令和3）年4月1日から施行し、2021（令和3）年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2022(令和4)年4月1日から施行し、2022(令和4)年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2023(令和5)年4月1日から施行し、2023(令和5)年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2023(令和5)年6月1日から施行し、2024(令和6)年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、2025(令和7)年4月1日から施行し、2025(令和7)年度入学生から適用する。
ただし、第5条の2、第5条の4、第5条の5、第6条、第6条の2、第22条、第23条の2、第24条、第25条及び第36条の規定は、施行の日に在学する学生から適用する。
- 第2条に規定する収容定員にかかわらず、2027(令和9)年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	2025(令和7)年度		2026(令和8)年度		2027(令和9)年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
栄養学科	80	380	80	360	80	340

附 則

この学則は、2025(令和7)年6月1日から施行し、2026(令和8)年度入学生から適用する。

別表第一

授業科目及び単位数

【保健福祉学部 看護学科】

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
総合人間科学	キリスト教教育	キリスト教と西南女学院のあゆみ	1	2			(看護学科) 総合人間科学より 必修科目を含め 計24単位以上 専門教育科目より 必修科目を含め 計100単位以上 合計124単位以上 修得する。
		キリスト教と文化	1	2			
		キリスト教と文化	2		2		
	初年次教育		1	1			
	地域共生	地域活動の基礎	1	1			
		地域と大学	1	2			
		地域貢献・ボランティア概論	1		1		
		地域貢献・ボランティア実践	1		1		
	心身の健康	運動と健康	1	1			
		チームスポーツ	1		1		
		生涯スポーツ	1		1		
		女性の心と身体の健康	1	1			
	基礎教養	文学	1		2		2単位以上
		日本国憲法	1		2		
		生物と生命科学	1		2		
		数学リテラシー	1		1		
		こころと人間	2		2		
		生活の中の化学	1		2		
		人生と哲学	1		2		
		法学	1		2		
		共生社会とジェンダー	2		1		
	グローバル	基礎英語	1		2		うち 2 単位 必修
		英会話入門	1		2		
		中国語入門	1		2		
		中国語発展	1		2		
		韓国語入門	1		2		
		韓国語発展	1		2		
		異文化理解と多文化共生	2		2		
		海外研修A	1		2		
		海外研修B	1		2		
	キャリア形成支援	キャリア開発	1	2			
		ライフイベントとキャリア支援	2		1		
	数理データサイエンス	データサイエンス入門	1	1			
		データサイエンス演習	1	1			
		情報処理演習	1		1		
専門教育科目	看護を学ぶための基礎	看護形態機能学Ⅰ	1	2			必修科目より 94単位 選択科目より 6単位以上
		看護形態機能学Ⅱ	1	2			
		感染と免疫	1	2			
		疾病学総論	1	1			
		疾病学各論Ⅰ	2	2			
		疾病学各論Ⅱ	2	2			
		公衆衛生学	1	1			
		保健統計学	1	2			
		社会保障概説	1	2			
		薬理学	2	2			
		看護のための臨床検査	2	1			
		臨床栄養学	2	2			
		対人関係論	1	1			
		医療と倫理	1		1		
		健康教育論	2	1			
		発達心理学	2		1		
		臨床健康心理学	2		1		

授業科目の名称		授業を行う 年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門 教育 科目	看護実践の基盤	看護学概論	1	2		
		看護倫理	2	1		
		看護技術論演習	1	1		
		生活援助技術論演習	1	2		
		診療関連技術論演習	2	2		
		ヘルスアセスメント演習	1	1		
		看護過程論	2	2		
		看護マネジメント総論	2	1		
		看護理論	3		1	
		早期看護実習	1	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	1	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	2		
	看護実践の応用	家族看護学	2	2		
		地域生活支援論	1	1		
		地域連携協働支援論	2	1		
		地域生活支援実習	3～4	2		
		在宅看護学	3	2		
		在宅看護学演習	3	1		
		在宅看護学実習	3～4	2		
		小児看護学概論	2	1		
		小児看護方法論	2	2		
		小児看護学演習	3	1		
		小児看護学実習	3～4	2		
		母性看護学概論	2	1		
		母性看護方法論	2	2		
		母性看護学演習	3	1		
		母性看護学実習	3～4	2		
		成人看護学概論	2	1		
		成人慢性期看護方法論	2	2		
		成人急性期看護方法論	2	2		
		成人看護学演習	3	2		
		継続支援実習	3	1		
		成人慢性期看護学実習	3～4	2		
		成人急性期看護学実習	3～4	2		
		老年看護学概論	2	1		
		老年看護方法論	2	2		
		老年看護学演習	3	1		
		老年看護学実習	3～4	2		
		精神看護学概論	2	1		
		精神看護方法論	2	2		
		精神看護学演習	3	1		
		精神看護学実習	3～4	2		
		看護研究の基礎	3	1		
	看護実践の発展	看護キャリア形成論	2	1		
		卒業研究	4	2		
		看護総合実習	4	2		
国際看護学		2		1		
災害看護学		2		1		
がん看護学		3		1		
ウィメンズヘルス		3		1		
看護マネジメント論		4		1		
クリティカルケア看護学		4		1		
オーラルヘルスケア		4		1		
公衆衛生看護関係科目	公衆衛生看護学概論	2	2			
	疫学	2		2		
	公衆衛生看護技術論	2		2		
	公衆衛生看護方法論	3		2		
	産業看護論	3		1		
	対象別公衆衛生看護活動論	2		2		
	保健医療福祉行政と政策	3		1		
	公衆衛生看護活動演習	4		2		
	公衆衛生看護管理論	4		2		
	公衆衛生看護学実習	4		5		
	NPO論	4		1		
養護に関する科目	学校保健	2		2		
	養護概説	2		2		
	健康相談	3		2		

【保健福祉学部 福祉学科】

授業科目の名称		授業を行う 年次	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
総合人間科学	キリスト教教育	キリスト教と西南女学院のあゆみ	1	2		(福祉学科) 総合人間科学より 必修科目を含め 計24単位以上 専門教育科目より 必修科目を含め 計100単位以上 合計124単位以上 修得する。
		キリスト教と文化	1	2		
		キリスト教と文化	2	2		
	初年次教育	初年次セミナー	1	1		
	地域共生	地域活動の基礎	1	1		
		地域と大学	1	2		
		地域貢献・ボランティア概論	1		1	
		地域貢献・ボランティア実践	1		1	
	心身の健康	運動と健康	1	1		
		チームスポーツ	1		1	
		生涯スポーツ	1		1	
		女性の心と身体の健康	1	1		
	基礎教養	文学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		生物と生命科学	1		2	
		数学リテラシー	1		1	
		こころと人間	2		2	
		生活の中の化学	1		2	
		人生と哲学	1		2	
		法学	1		2	
		共生社会とジェンダー	2		1	
	グローバル	基礎英語	1		2	うち2単位必修
		英会話入門	1		2	
		中国語入門	1		2	
		中国語発展	1		2	
		韓国語入門	1		2	
		韓国語発展	1		2	
		異文化理解と多文化共生	2		2	
		海外研修A	1		2	
		海外研修B	1		2	
	キャリア形成支援	キャリア開発	1	2		
		ライフイベントとキャリア支援	2		1	
	数理データサイエンス	データサイエンス入門	1	1		
		データサイエンス演習	1	1		
		情報処理演習	1		1	
専門教育科目	福祉基礎科目	ヒューマンサービス基礎演習	1	1		必修科目より 44単位 選択科目より 56単位以上
		基礎実習	1		2	
		福祉入門	1	2		
	福祉専門科目	社会福祉の原理と政策Ⅰ	3	2		
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	3	2		
		社会学と社会システム	1		2	
		社会福祉調査の基礎	4		2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	1	2		
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	1	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2		
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	3	2		
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	3	2		
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	2		
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	2		
		福祉サービスの組織と経営	4		2	
		社会保障Ⅰ	2	2		
		社会保障Ⅱ	2	2		
		高齢者福祉	2	2		
		障害者福祉	2	2		

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考	
				必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	福祉専門科目	児童・家庭福祉	2	2				
		貧困に対する支援	3	2				
		保健医療と福祉	2		2			
		権利擁護を支える法制度	3		2			
		刑事司法と福祉	4		2			
		介護技術演習	1		2			
		ファミリーソーシャルワーク論	4		2			
		スクールソーシャルワーク論	4		2			
		ソーシャルワーク演習	1	1				
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2		1			
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	2		1			
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	3		1			
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	3		1			
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		2			
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3		4			
		ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		1			
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	3		4			
	精神保健福祉関係科目	精神保健福祉制度論	2		2			
		精神障害リハビリテーション論	3		2			
		精神保健福祉の原理Ⅰ	2		2			
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2		2			
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）A	3		2			
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）B	3		2			
		精神医学と精神医療	2		4			
		ソーシャルワーク演習（専門）A	2		1			
		ソーシャルワーク演習（専門）B	3		1			
		ソーシャルワーク演習（専門）C	4		1			
		ソーシャルワーク実習指導A	3		2			
		ソーシャルワーク実習指導B	4		4			
		ソーシャルワーク実習A	3		2			
		ソーシャルワーク実習B	4		2			
		精神障害者地域生活支援論	4		2			
	福祉心理臨床関係科目	心理学と心理的支援Ⅰ	1		2			
		心理学と心理的支援Ⅱ	1		2			
		認知行動療法基礎演習	2		1			
		発達アセスメント演習	3		1			
		高齢者臨床心理演習	3		1			
		発達心理学Ⅰ	1		2			
		発達心理学Ⅱ	2		2			
		発達臨床心理学	3		2			
		発達臨床心理学演習	4		2			
		障害者心理学	2		2			
		臨床心理学概論	1		2			
		カウンセリング論	2		2			
		社会心理学	3		2			
		家族心理学演習	4		2			
		カウンセリング演習	4		1			
		健康臨床心理学	4		2			
		スクールカウンセリング論	4		2			

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考	
				必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	保健・医療関係科目	医学概論	2	4				
		微生物学	1		2			
		栄養学	2		2			
		生理学	2		2			
		解剖学	2		2			
		運動処方論	3		2			
		学校保健	2		2			
		養護概説	2		2			
		地域保健学Ⅰ	3		2			
		地域保健学Ⅱ	4		2			
		看護学	2		4			
		基礎看護技術	3		2			
		看護臨床実習	3～4		4			
		薬理学	3		2			
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	3		2			
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	3		2			
	公衆衛生学	3		2				
	生命倫理	2		2				
	保育関係科目	保育原理	1		2			
		社会的養護Ⅰ	3		2			
		社会的養護Ⅱ	3		1			
		教育原理	2		2			
		保育者論	1		2			
		子どもの保健	1		2			
		子どもの食と栄養	3		2			
		保育の心理学	2		2			
		子ども家庭支援の心理学	3		2			
		子どもの理解と援助	3		1			
		子どもの健康と安全	2		1			
		子ども家庭支援論	4		2			
		子育て支援	4		1			
		保育の計画と評価	4		2			
		保育内容 総論	3		1			
保育内容 健康		2		1				
保育内容 環境		3		1				
保育内容 人間関係		2		1				
保育内容 ことば		1		1				
保育内容 表現		1		1				
乳児保育Ⅰ		2		2				
乳児保育Ⅱ		3		1				
障害児保育		3		2				
保育内容の理解と方法Ⅰ		1		1				
保育内容の理解と方法Ⅱ		1		1				
保育内容の理解と方法Ⅲ		2		1				
保育内容の理解と方法Ⅳ		2		1				
保育実習Ⅰ	3		4					
保育実習指導Ⅰ	3		2					
保育実習Ⅱ	4		2					
保育実習指導Ⅱ	4		1					
保育実習Ⅲ	4		2					
保育実習指導Ⅲ	4		1					
保育実践演習	4		2					
専門研究科目	専門研究Ⅰ	3	2					
	専門研究Ⅱ	4	2					
	卒業論文	4		4				

【保健福祉学部 栄養学科】

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
総合人間科学	キリスト教教育	キリスト教と西南女学院のあゆみ	1	2			(栄養学科) 総合人間科学より 必修科目を含め 計24単位以上 専門教育科目より 必修科目を含め 計100単位以上 合計124単位以上 修得する。
		キリスト教と文化	1	2			
		キリスト教と文化	2		2		
	初年次教育	初年次セミナー	1	1			
	地域共生	地域活動の基礎	1	1			
		地域と大学	1	2			2単位以上
		地域貢献・ボランティア概論	1		1		
		地域貢献・ボランティア実践	1		1		
	心身の健康	運動と健康	1	1			
		チームスポーツ	1		1		
		生涯スポーツ	1		1		
		女性の心と身体の健康	1	1			
	基礎教養	文学	1		2		
		日本国憲法	1		2		
		生物と生命科学	1		2		
		数学リテラシー	1		1		
		こころと人間	2		2		
		生活の中の化学	1		2		
		人生と哲学	1		2		
		法学	1		2		
		共生社会とジェンダー	2		1		
	グローバル	基礎英語	1		2		うち2単位必修
		英会話入門	1		2		
		中国語入門	1		2		
		中国語発展	1		2		
		韓国語入門	1		2		
		韓国語発展	1		2		
		異文化理解と多文化共生	2		2		
		海外研修A	1		2		
		海外研修B	1		2		
	キャリア形成支援	キャリア開発	1	2			
		ライフイベントとキャリア支援	2		1		
	数理データサイエンス	データサイエンス入門	1	1			
		データサイエンス演習	1	1			
		情報処理演習	1		1		
専門教育科目	社会・環境と健康	公衆衛生学	2	2			必修科目より 78単位 選択科目より 22単位以上
		栄養疫学	2		2		
		健康管理概論	3	2			
		健康情報処理論	2	2			
		社会福祉概説	2	2			
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	看護学	3		2		
		解剖生理学	1	2			
		応用生理学	1	2			
		生化学Ⅰ	1	2			
		生化学Ⅱ	2		2		
		病理基礎医学	1	2			
		疾病診断治療学Ⅰ	2	2			
		疾病診断治療学Ⅱ	2	2			
	食べ物と健康	微生物学	3		2		
		運動生理学	3		2		
		食品学Ⅰ	1	2			
		食品学Ⅱ	1	2			
		加工食品機能論	2	2			
		調理学	1	2			
		食品衛生学	2	2			
		フードスペシャリスト論	1		2		
		食品の官能評価・鑑別論演習	2		2		
		食品流通・消費論	2		2		
		フードコーディネーター論	3		2		

第2編 大学（西南女学院大学学則）

授業科目の名称				授業を行う 年次	単位数			備 考	
					必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 分 野	実験・実習	解剖生理学実習	1	1			1	
			人体の構造と機能基礎実習	1	1				
			生化学実習	2	1				
			食品学実験	1	1				
			食品栄養実習	2	1				
			食品衛生学実験	3	1				
			健康情報処理実習	2					
			基礎調理学実習	1	1				
			応用調理学実習	1	1				
			臨床医学実習	3	1				
	専 門 分 野	基礎栄養学	基礎栄養学Ⅰ	1	2				
			基礎栄養学Ⅱ	2	2				
		応用栄養学	栄養学概説	1	2			2	
			応用栄養学Ⅰ	2	2				
			応用栄養学Ⅱ	2	2				
			運動・環境と栄養	3					
		栄養教育論	栄養教育基礎	1	2				
			栄養教育論Ⅰ	2	2				
			栄養教育論Ⅱ	3	2				
		臨床栄養学	臨床栄養管理学	2	2			1 1	
			栄養治療学Ⅰ	3	2				
			栄養治療学Ⅱ	3	2				
			臨床栄養活動論	3					
			介護概論	3					
		公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2	2			2	
			公衆栄養学Ⅱ	3	2				
			地域栄養活動論	3					
		給食経営管理論	給食計画論	2	2				
			給食経営管理論	2	2				
		実験・実習		基礎栄養学実習	2	1			
				応用栄養学実習	3	1			
				栄養教育論実習	3	1			
				臨床栄養学実習Ⅰ	3	1			
				臨床栄養学実習Ⅱ	3	1			
				公衆栄養学実習	3	1			
				給食経営管理実習Ⅰ	2	1			
				給食経営管理実習Ⅱ	3	1			
				総合演習	総合演習Ⅰ	3		1	
		総合演習Ⅱ	4			1			
		臨地実習		臨地実習Ⅰ	3	1			2 1
	臨地実習Ⅱ			3～4					
	臨地実習Ⅲ			3～4					
実践活動・専門研究	食と健康分野		調理師論	1	2				
			薬事法規概論	1	2				
			食品機能特論	4	2				
	実践栄養分野		実践調理・調理科学演習	4	1				
			スポーツ栄養学演習	4	1				
			国際栄養論	4	1				
	臨床栄養分野		臨床栄養・介護演習	4	1			1	
			分子栄養学	4	1				
	専門演習		管理栄養士特論Ⅰ	4	2			2 2 2 2	
			管理栄養士特論Ⅱ	4					
			管理栄養士特論Ⅲ	4					
			管理栄養士特論Ⅳ	4					
	専門研究		卒業研究	4	4			2	
			卒業ゼミ	4					

【人文学部 英語学科】

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考	
				必修	選択	自由		
総合 人間 科学	キリスト教教育	キリスト教と西南女学院のあゆみ	1	2			(英語学科) 総合人間科学より 必修科目を含め 計24単位以上 専門教育科目より 必修科目を含め 計100単位以上 合計124単位以上 修得する。	
		キリスト教と文化	1	2				
		初年次セミナー	2		2			
	地域共生	初年次セミナー	1	1				
		地域活動の基礎	1	1				
		地域と大学	1	2				
		地域貢献・ボランティア概論	1		1			
		地域貢献・ボランティア実践	1		1			
	心身の健康	運動と健康	1	1				
		チームスポーツ	1		1			
		生涯スポーツ	1		1			
		女性の心と身体	1	1				
	基礎教養	文学	1		2		2単位以上	
		日本国憲法	1		2			
		生物と生命科学	1		2			
		数学リテラシー	1		1			
		こころと人間	2		2			
		生活の中の化学	1		2			
		人生と哲学	1		2			
		法学	1		2			
	グローバル	共生社会とジェンダー	2		1		うち 2 単位 必修	
		基礎英語	1		2			
		英会話入門	1		2			
		中国語入門	1		2			
		中国語発展	1		2			
		韓国語入門	1		2			
		韓国語発展	1		2			
		異文化理解と多文化共生	2		2			
専 門 教 育 科 目	キャリア形成支援	海外研修A	1		2			
		海外研修B	1		2			
	数理データサイエンス	キャリア開発	1	2				
		ライフイベントとキャリア支援	2		1			
		データサイエンス入門	1	1				
	英語コミュニケーション	データサイエンス演習	1	1			必修科目を含め 38単位以上	必修科目を含め 100単位以上
		情報処理演習	1		1			
		Foundations (Reading & Writing) I	1	2				
		Foundations (Listening & Speaking) I	1	2				
		Foundations (Reading & Writing) II	1	2				
		Foundations (Listening & Speaking) II	1	2				
		Development (Reading & Writing) I	2	2				
		Development (Listening & Speaking) I	2	2				
		Development (Reading & Writing) II	2	2				
		Development (Listening & Speaking) II	2	2				
		Academic Reading & Writing I	3	2				
		Academic Listening & Speaking I	3	2				
		Academic Reading & Writing II	3	2				

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考		
				必修	選択	自由			
専 門 基 盤 科 目	英語コミュニケーション	Academic Listening & Speaking II	3	2			必修科目を含め 38単位以上	必修科目を含め 100単位以上	
		English Communication I	1	2					
		English Communication II	1	2					
		Grammar for Communication	1		2				
		Research Presentation I	2	2					
		Research Presentation II	2	2					
		TOEIC I	1	2					
		TOEIC II	2	2					
		TOEIC III	2		2				
		TOEIC IV	3	2					
	TOEIC V	3		2					
	言語文化	英語の発音とリズムⅠ	1	2			必修科目を含め 12単位以上		
		英語の発音とリズムⅡ	1		2				
		異文化間コミュニケーションⅠ	2	2					
		異文化間コミュニケーションⅡ	2		2				
		英語学概論Ⅰ	2	2					
		英語学概論Ⅱ	2		2				
		英語文学Ⅰ	2	2					
		英語文学Ⅱ	2		2				
	国際理解	Area StudiesⅠ	2		2		必修科目を含め 3単位以上		
		Area StudiesⅡ	2		2				
		グローバルマインドセット入門	1	1					
		海外文化交流研修A	1		2				
		海外文化交流研修B	1～2		2				
		国際インターンシップA	1		2				
		国際インターンシップB	1～2		2				
	演習	国際ボランティア演習	2		2		必修科目を含め 8単位		
		World IssuesⅠ	4		2				
		World IssuesⅡ	4		2				
		専門演習Ⅰ	3	2					
	専 門 教 育 科 目	キャリア共通	専門演習Ⅱ	3	2				必修科目を含め 3単位以上
			卒業研究Ⅰ	4	2				
			卒業研究Ⅱ	4	2				
			国際キャリア入門	1	1				
Digital MediaⅠ			1	2					
Digital MediaⅡ			2		2				
エアライン・ ホスピタリティ コース		地域プロジェクト	2		2				
		DEI 戦略論	3		2				
		インターンシップ	3		2				
		ホスピタリティ基礎	1		2				
		エアライン入門	1		2				
		エアライン・サービスフロント研究	2		2				
		エアラインビジネス	2		2				
		ホスピタリティマネジメント	2		2				
国際ビジネス コミュニケーション コース		ホスピタリティ産業論	3		2				
		エアライン演習	3		2				
		Hospitality English	3		2				
		インバウンド観光論	3		2				
		経営学入門	1		2				
		マーケティング入門	2		2				
		消費者行動論	2		2				
		Business EnglishⅠ	2		2				
英語教育コース		Business EnglishⅡ	3		2				
		英語通訳演習	3		2				
		eビジネス研究	3		2				
		Business Project	3		2				
		言語習得と言語学習	1		2				
		英語科教育法Ⅰ	2		2				
		英語科教育法Ⅱ	2		2				
		英語科教育法Ⅲ	3		2				
		英語科教育法Ⅳ	3		2				
		教育ボランティア演習	3		2				
こども英語教育演習		3		2					

【人文学部 観光文化学科】

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考	
				必修	選択	自由		
総合人間科学	キリスト教教育	キリスト教と西南女学院のあゆみ	1	2			(観光文化学科) 総合人間科学より 必修科目を含め 計24単位以上 専門教育科目より 必修科目を含め 計100単位以上 合計124単位以上 修得する。	
		キリスト教と文化	1	2				
	初年次教育	初年次セミナー	2	2				
	地域共生	地域活動の基礎	1	1				
		地域と大学	1	2				
		地域貢献・ボランティア概論	1		1			
		地域貢献・ボランティア実践	1		1			
	心身の健康	運動と健康	1	1				
		チームスポーツ	1		1			
		生涯スポーツ	1		1			
		女性の心と身体の健康	1	1				
	基礎教養	文学	1		2			2単位以上
		日本国憲法	1		2			
		生物と生命科学	1		2			
		数学リテラシー	1		1			
		こころと人間	2		2			
		生活の中の化学	1		2			
		人生と哲学	1		2			
		法学	1		2			
	グローバル	共生社会とジェンダー	2		1			
基礎英語		1		2	うち 2 単位 必修			
英会話入門		1		2				
中国語入門		1		2				
中国語発展		1		2				
韓国語入門		1		2				
韓国語発展		1		2				
異文化理解と多文化共生		2		2				
海外研修A	1		2					
キャリア形成支援	海外研修B	1		2				
	キャリア開発	1	2					
数理データサイエンス	ライフイベントとキャリア支援	2		1				
	データサイエンス入門	1	1					
	データサイエンス演習	1	1					
	情報処理演習	1		1				
専門教育科目	観光・地域活性化に関する科目	基幹科目	観光学入門	1	2		必修科目を含め 12単位以上	必修科目を含め 100単位以上
			国内旅行実務	1		2		
			旅行業法	1		2		
			国内観光資源論	1		2		
			観光産業論	1		2		
			エアライン入門	1		2		
			地域デザイン論	2		2		
			交通産業論	2		2		
			ホスピタリティ論	2	2			
			テーマパーク論	2		2		
			インバウンド観光論	3		2		
			ホテル経営論	3		2		
			旅行商品企画論	3		2		
			ブライダル論	3		2		

第2編 大学（西南女学院大学学則）

授業科目の名称			授業を行う 年次	単位数			備 考		
				必修	選択	自由			
専 門 教 育 科 目	観光・地域活性化に関する科目	展開科目	ツアーコンダクター実務	1	2		必修科目を含め 12単位以上	必修科目を含め 100単位以上	
			海外観光フィールドワークA	1	2				
			海外観光フィールドワークB	1	2				
			ツーリズム演習	1	2				
			エアライン・サービスフロント研究	2	2				
			地域活性化演習	2	2				
			地域プロジェクト	2	2				
			エアラインビジネス	2	2				
			聖地巡礼研究	3	2				
			SNS活用ツーリズム	3	2				
	サステイナブルツーリズム	3	2						
	経営・マーケティング・経済に関する科目	基幹科目	日本経済入門	1	2		必修科目を含め 8単位以上		
			経営学入門	1	2				
			簿記入門	1	2				
			マーケティング入門	2	2				
			消費者行動論	2	2				
			SNS広告論	3	2				
			観光マーケティング論	3	2				
			デザインプランニング論	3	2				
			ブランド戦略論	3	2				
	展開科目	韓国ビジネストレンド論	1	2		2			
		アニメビジネス論	1	2					
		ビジネス演習	2	2					
		地域サプライチェーン研究	2	2					
		ビジネスファイナンス	2	2					
		eビジネス研究	3	2					
		マーケティングリサーチ	3	2					
	異文化交流に関する科目	文化に関する科目	比較文化論	1	2		必修科目を含め 4単位以上		
			映画で学ぶ世界遺産	1	2				
			欧米観光文化地理	2	2				
			アジア観光文化地理	2	2				
			K-POPとツーリズム	2	2				
			ツーリズムのための韓流論	2	2				
			日中文化交流	3	2				
			映画で学ぶ欧米文化	3	2				
			中国事情	3	2				
		コミュニケーションに関する科目	イングリッシュグラマー	1	2		4単位以上		
			入門中国語会話	1	2				
			入門韓国語会話	1	2				
			ツーリズム英会話	1	2				
TOEIC I			1	2					
初級中国語会話			1	2					
初級韓国語会話			1	2					
イングリッシュリーディング			2	2					
中級中国語			2	2					
中級韓国語			2	2					
ビジネス英語			2	2					
上級中国語			2	2					
上級韓国語			2	2					
キャリア教育科目	地方自治体入門	1	2		必修科目を含め 4単位以上				
	地方自治体演習	2	2						
	地方自治体研究	2	2						
	キャリアデザイン論Ⅰ	2	2						
	海外インターンシップ	2	4						
	観光ビジネス実務	2	4						
	DEI戦略論	3	2						
	キャリアデザイン論Ⅱ	3	2						
	インターンシップ実践	3	2						
統合科目	基礎ゼミA	2	2		12単位				
	基礎ゼミB	2	2						
	専門演習Ⅰ	3	2						
	専門演習Ⅱ	3	2						
	卒業研究Ⅰ	4	2						
	卒業研究Ⅱ	4	2						
留学生科目	中級日本語	1	1						
	上級日本語	1	1						

別表第二

教職に関する科目

授 業 科 目		単位数		備 考
		必 修	選 択	
看護学・福祉学・栄養学・英語学	教職概論		2	
	教育原理		2	
	教育心理学		2	
	教育社会学		2	
	教育課程論		2	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	
	特別支援教育論		1	
	教育方法論 (ICT活用を含む。)		2	
	看護教科教育法Ⅰ		2	
	看護教科教育法Ⅱ		2	
	学校保健教育法		2	
	学校栄養指導論Ⅰ		2	
	学校栄養指導論Ⅱ		2	
	道德教育の理論と実践		2	
	生徒・進路指導論		2	
	生徒指導論		2	
	教育相談(カウンセリングを含む。)		2	
	教育実習事前事後指導		1	
	看護実習事前事後指導		1	看護学科、福祉学科それぞれで開設
	栄養教育実習事前事後指導		1	
英 語 学	教育実習Ⅰ		2	
	教育実習Ⅱ		4	
	看護実習		4	看護学科、福祉学科それぞれで開設
	栄養教育実習		1	
	教職実践演習(中・高)		2	
学 科	教職実践演習(看護教諭)		2	看護学科、福祉学科それぞれで開設
	教職実践演習(栄養教諭)		2	
計			53	

別表第三 削除

(日本語教員養成に関する科目)

別表第四

入学査料、入学金、授業料及びその他の費用

（単位：円）

区分	保健福祉学部			人文学部		備 考
	看護学科	福祉学科	栄養学科	英語学科	観光文化学科	
入学査料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
入学金	250,000	250,000	250,000	190,000	190,000	
授業料年額	972,000	685,000	685,000	700,000	700,000	
実験実習料年額	168,000	56,000	60,000	50,000	50,000	
施設充実費年額 (1年次)	329,000	292,000	184,000	124,000	124,000	
施設充実費年額 (2年次以降)	449,000	412,000	304,000	244,000	244,000	